

「人権擁護委員の日」全国一斉特設人権相談について

群馬県人権擁護委員連合会及び前橋地方法務局では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽にお近くの特設相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

なお、特設相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受けておりますので、お気軽にご利用ください。

電話による相談は全国共通人権相談ダイヤル0570-003-110をご利用ください。

日 時 6月2日(火)午後1時～4時
場 所 下仁田町公民館3階 ボランティア室
問合せ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466

人権相談



日 時 5月21日(木)
午後1時～4時
場 所 下仁田町公民館3階ボランティア室
問合せ先 住民税務課 住民係 ☎82-2112

行政相談

日 時 5月13日(水)
午前9時～午後1時
場 所 下仁田町役場102会議室
問合せ先 総務課 行政係
(内線302)

木造住宅の耐震診断と耐震改修補助を行います

町では震災に強い町づくりを推進するため、木造住宅を対象として耐震診断を行います。

また、耐震診断で耐震性が劣る建物と判定された場合には、耐震改修の工事費などの補助を行います。

大地震による被害から尊い生命、身体、財産を守るためには住宅の耐震化対策が重要ですので是非この機会にご利用ください。

○耐震診断補助

【対象住宅】下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の在来軸組工法で建築した住宅

【募集戸数】5戸(先着順)

【診断費用】無料

※診断者の、交通費については申請者が実費を現地調査時に直接支払っていただきます。

※診断する建物の図面がない場合は別途自己負担となります。

【申請期限】10月30日(金)

○耐震改修補助

【対象住宅】耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満とされた建物

※上部構造評点とは、耐震診断における建築物の構造の強さを示す指標の一つで、値が大きくなるほど地震に強く、1.0以上は、一応倒壊しない建物

【対象工事】上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事で平成28年1月末日までに完了するもの

【申請できる人】町が実施する耐震診断を受けており、町税を滞納していない人

【補助金額】改修工事(耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事)に要する費用の2分の1以内(限度額80万円)

【募集戸数】1戸(先着順)

【申請期限】10月30日(金)

【問合せ・申請先】建設ガス水道課 土木管理係 ☎64-8807

協会けんぽから保険料に関するお知らせ

協会けんぽ群馬支部から保険料率変更のお知らせです。
健康保険料率、介護保険料率について、平成27年4月分(5月納付分)より改正されます。

	現行		4月分(5月納付分)
健康保険料率	9.95%	→	9.92%
介護保険料率	1.72%	→	1.58%



40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、4月分(5月納付分)からとなります。また、賞与については、支給日が4月1日分からとなります。

問合せ先 全国健康保険協会 群馬支部 企画総務グループ ☎027-219-2100

事業主のみなさまへ「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成27年度の申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働保険の保険料に関する法律第15条)と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手続きが必要です。

労働保険の年度更新の手続きが必要な事業所に対しては、厚生労働省から、年度更新用の申告書類が6月1日(月)までに送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら7月10日(金)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課すことがありますので、ご留意願います。

問合せ先 群馬労働局 総務部 労働保険徴収室 ☎027-210-5001
ハローワーク富岡 ☎0274-62-8609

食品衛生責任者養成講習会開催について

現在、食品の製造・販売等に従事している方については、食品の営業(許可業種)に対し、1つの施設に最低1人以上の食品衛生責任者が必要となります。

また、これから食品関係の仕事を始めたい人、食品衛生知識を高めたい人も今回の講習を受講することにより、食品衛生責任者となる公的資格を取得することができます。

●お申込み方法

日時
場所

日	6月3日(水)	6月4日(木)・6月5日(金)
時間	午前10時～午後4時	午前8時30分～午後5時
場所	富岡合同庁舎3階 中会議室1	富岡合同庁舎1階 保健福祉事務所内

定員 80名

申込料金 9,000円を持参して下さい

基本受講料 8,000円(講習料、テキスト代、修了証書、責任者掲示用プレート)

加算料金 1,000円(修了証書掲示用額代等)

※申込みは代理の方でも結構ですが、受講者の正確な住所、名前、電話番号、生年月日を控えてきて下さい

※上記都合のつかない方は、前もって連絡の上事務局へお申し込み下さい。

●講習会

日時 7月8日(水)午前8時50分～午後4時40分

会場 富岡合同庁舎 小会議室1～3(※富岡合同庁舎所在地:富岡市田島343-1)

●問合せ先

甘楽富岡食品衛生協会 富岡市田島343-1

富岡保健福祉事務所内 ☎64-4141 FAX67-7610